

平成 26 年 4 月
大 阪 府

大阪府発注の建設工事等を受注された皆様へ

「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」の 改定に伴う技能労働者への適切な賃金水準の確保について

「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（新労務単価）は、平成 25 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）に比べ、大阪府全職種単純平均で約 6.5%の上昇となったところです。これは、技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向が適切に反映されるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額が適切に反映されているものです。

さらに、大阪府では、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に資するため、本府が発注する建設工事において、建設事業者の社会保険の加入促進に段階的に取り組んでいます。

この一環として、平成26年4月からは、全ての次数の下請負者の社会保険の加入促進に取り組んでいます。（詳細は、電子調達システムで公表しておりますので、ご確認ください。）

皆様におかれましては、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号国土交通省土地・建設産業局長通知。[別添参照](#)）の趣旨にのっとり、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額等を適切に含んだ額による下請契約の締結及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等をお願いします。